

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（當日は、休きがと日）

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正）

第一条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和五十一年二月鳥取県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次のただし書きを加える。

◇教委規則 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（生涯学習課）

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（文化課）

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（体育保健課）

鳥取県立武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則（体育保健課）

教育委員会規則

目次

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則及び鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

平成七年八月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、平成七年九月一日から施行する。

ただし、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第十五号）第二条の表鳥取県立大山青年の家の項減免事由の欄第三号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者にあつては、この限りでない。

（鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正）
第二条 鳥取県立少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和五十一年二月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条に次のただし書きを加える。

ただし、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十一年三月鳥取県規則第十五号）第二条の表鳥取県立大山青年の家の項及び鳥取県立船上山少年自然の家の項減免事由の欄第三号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者にあつては、この限りでない。

附則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県教育委員会規則第十四号

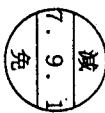
鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和四十七年九月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号通常展示用入館券のその1の裏の1中「領收印」の次に「又は減免印」を加え、同様式通常展示用入館券のその1の備考に次のように加える。

4 入館券に使用する入館料減免のスタンプの印章は、下記のひな形のとおりとする。

直径2.5センチメートル



様式第三号通常展示用入館券のその2の裏の1中「領收印」の次に「又は減免印」を加え、同様式のその2の備考2中「出納員の」を削り、「備考の3」の次に「又は4」を加える。

この規則は、平成七年九月一日から施行する。

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則を(二)に公布する。

平成七年八月二十九日

鳥取県教育委員長 大 石

徹

鳥取県教育委員会規則第十五号

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

第一条 鳥取県営武道館の管理に関する規則（昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」を「前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」に改め、「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「前項の規定にかかわらず、」を「同欄第一号に定める事由による場合にあつては」に改め、「提示する」とをもつて」の下に「、同欄第三号に定める事由による場合にあつては口頭により申し出る」とをもつて」を加える。

様式第三号のその1の裏の1中「の無い」を「又は減免印のない」に改め、同様式のその1の備考3中「介護者」の下に「並びに休日等に利用する高等学校の生徒」を加え、同様式のその2の裏の1中「の無い」を「又は減免印のない」に改める。

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第二条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」を「前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」に改め、「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「前項の規定にかかわらず、」を「同欄第一号に定める事由による場合にあつては」に改め、「提示することをもつて」の下に「、同欄第二号に定める事由による場合にあつては口頭により申し出る」とをもつて」を加える。

様式第三号のその1の裏の1中「の無い」を「又は減免印のない」に改め、同様式のその1の備考3中「介護者」の下に「並びに休日等に利用する幼児、児童又は生徒」を加え、同様式のその2の裏の1中「の無い」を「又は減免印のない」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則（昭和五十六年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」を「前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則」に改め、「第三号」の下に「又は第四号」を加え、「前項の規定にかかわらず、」を「同欄第三号に定める事由による場合にあつては」に改め、「提示する」ともつて「同欄第四号に定める事由による場合にあつては」に改め、「頭により申し出ることをもつて」を加える。

様式第四号の裏の一中「の無い」を「又は減免印のない」に改め、同様式の備考2中「介護者」の下に「並びに休日等に利用する児童又は生徒」を加える。

附 則

この規則は、平成七年九月一日から施行する。